

意見書案第1号

平成26年 6月12日

木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸 様

提出者	木古内町議会議員	佐 藤 悟
賛成者	木古内町議会議員	東 出 洋 一
賛成者	木古内町議会議員	福 嶋 克 彦

「手話言語法」制定を求める意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

## 「手話言語法」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に設立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、下記事項を講ずるよう強く求めるものであります。

### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年 6月12日

北海道上磯郡木古内町町議会  
議長 岩館俊幸

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣  
厚生労働大臣

意見書案第2号

平成26年 6月12日

木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸 様

提出者 木古内町議会議員 吉 田 裕 幸  
賛成者 木古内町議会議員 又 地 信 也  
賛成者 木古内町議会議員 佐 藤 悟

道教委による「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの  
実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出  
する。

## 道教委による「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（２００６年）」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、２００７年以降、全道では、現在までに２０校が募集停止（または募集停止予定）、１７校が再編・統合によって削減（または削減予定）されています。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

２０１１年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が２０名を切っていることを理由に「募集停止」としました。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしています。

このように、「新たな高校教育に関する指針」にもとづく「配置計画」がすすめば、高校進学率が９８％を越える状況にありながら、北海道の高校の約４３％がなくなることになります。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について要望します。

### 記

1. 道教委が２００６年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
2. 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
4. しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年 6月12日

北海道上磯郡木古内町議会  
議長 岩館俊幸

【提出先】 北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事  
北海道議会議長

意見書案第3号

平成26年6月12日

木古内町議会  
議長 岩館 俊幸 様

提出者 木古内町議会議員 平野 武志  
賛成者 木古内町議会議員 吉田 裕幸  
賛成者 木古内町議会議員 竹田 努

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算では、少人数学級推進のための加配措置は少子化を理由に被災した児童生徒への学習支援（1,000人）を含む1,073人とどまりました。さらに、生活保護費の算定要素である「生活扶助費」を段階的に削減する政策を進めています。生活保護世帯は、全道で12万2千となっており、生活保護費の削減は、「就学援助」を受ける全道9万4千の子どもたちにも影響を及ぼすおそれがあります。

教育現場においては、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計より支出されております。また、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要望します。

## 記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。  
また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
4. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
5. 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月12日

北海道上磯郡木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸

【提出先】 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣  
文部科学大臣、内閣府特命大臣（地域主権推進担当）